

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第一項及び第二項の規定により、区道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

当該違法放置等物件の占有者等は、文京区土木部管理課に申し出ること。告示の日から起算して六月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は文京区長に帰属する。

令和 8 年 7 月 3 日

文京区長 成澤

廣修



名称又は種類、 形状及び数量	放置場所及び除去日時	保管を始めた日時及び保管の場所	防犯登録番号 又は 車両番号標
普通自転車 黒色 BRIGGS 社製 一台	文京区白山四丁目十一番二号先 令和八年六月四日十一時三十分	令和八年六月四日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	防犯登録番号不明
普通自転車 黒色 メーカー不詳 一台	文京区湯島二丁目五番二号先 令和八年六月二十日十一時三十分	令和八年六月二十日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先（第一保管所）	石神井 122398

<p>普通自転車 青色 メーカー不詳 一台</p>	<p>文京区大塚三丁目十四番十号先 令和八年六月二十日十一時三十分</p>	<p>令和八年六月二十日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先(第一保管所)</p>	<p>池袋 F83822</p>
<p>普通自転車 赤色 TOP ONE社製 一台</p>	<p>文京区湯島二丁目五番三号先 令和八年六月二十日十一時三十分</p>	<p>令和八年六月二十日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先(第一保管所)</p>	<p>高輪 A04479</p>
<p>普通自転車 黄色 ART RUN社製 一台</p>	<p>文京区湯島二丁目二番一号先 令和八年六月二十九日十二時三十分</p>	<p>令和八年六月二十九日十二時 文京区音羽一丁目二十三番先(第一保管所)</p>	<p>防犯登録番号不明</p>